

研修指導要領について（論点ペーパー2）

（１）研修指導要領及び標準テキストの位置付け、利活用の在り方

例：標準的な研修を示すものとして自治体に提示

- ・自治体（県レベル）が、本要領等をベースにしつつ、
研修を自ら企画できるようにする一助とする
※但し、地域の事情を踏まえて上乘せ等のアレンジをするなどは許容
- ・演習部分の記載事項の拡充：演習を実施する方への助言等
- ・有識者の偏在：
県でフルに企画できる部分と、有識者の派遣等、全国レベルで支援が必要な部分を区別、後者について支援（人材バンク等）
- ・資格認定等の受講後のベネフィット（受講前のインセンティブ）：
要領等をベースにした研修であると確認できれば、
現在有明の丘研修受講者に対して行っている「地域防災マネージャー」
資格認定付与への道を開く

（２）10コースという枠組みの在り方について

- ・Eラーニングが進めば10コース、各コース2日間限定に縛られる必要はなくなり、より幅広い事項を含めることができる。
- ・一方で、限定（枠）を設けることにより、プライオリティを絞った形を維持することも考え方としてはありうる。
- ・どちらの方向性を追求すべきか。

以 上

